

二〇〇四年三月議会 一般質問

二〇〇四年三月十一日(木)

(四番目) 日本共産党 藤木くにあき

私は、日本共産党を代表して、三つの項目について質問いたします。

質問の第一は、庄原市総合サービス株式会社の問題についてです。

市長は、施政方針のなかで「市民が主役の、市民とともに築く、市民のための市政」を基本にとりくむとしておられます。しかし、庄原市総合サービス株式会社の計画から設立に至る経過、そして、この会社に三日市保育所の管理・運営と学校給食共同調理場の給食調理をやらせるという計画から今日に至るまでの経過 すなわち、関係する保護者、地域住民のみなさんへの説明も不十分なまま、また、それに対する理

解も得られていないなかで、株式会社を設立し、社員
の募集、採用の内定までおこない、関係する保護者、
地域住民のみなさんが、「これでは、どうしようも
ない」と、あきらめるのを待つというような強引なや
り方 は、「市民が主役の、市民とともに築く、
市民のための市政」とは程遠いものだと考えますが、
市長は、どのように考えておられるのでしょうか。

私は、真に「市民が主役の市政」運営に改めるために
は、今回の計画を、一旦凍結し、関係する保護者、地
域住民のみなさんとともに、十分再検討し、実施すべ
きかどうかを判断すべきだと考えますが、市長の明確
な答弁を求めるものです。

質問の第二は、学校給食の民間委託問題についてで
す。

教育長は、先の十二月議会の答弁で、学校は、設置
者が直接管理・運営することを、学校教育法によつて
義務づけられていることを認められました。そして、

先日、三月八日の市議会で、学校給食単独調理場、すなわち、自分の学校の給食だけを作っている単独調理場は、学校の施設であることをはっきり認められませんでした。

この答弁は、重要な意味をもっています。なぜなら、給食調理場が学校の施設であるなら、学校教育法第五条の規定により、設置者が直接、管理、運営することが義務づけられており、もともと、「民間委託そのものができない」ということを意味するからです。

先の十二月議会でも指摘したとおり、学校は、校舎と運動場と屋内運動場だけで構成されているものは決してありません。学校教育法第二条に基づく小学校教育法第一条にもあるとおり、学校の施設は、学校教育法はもちろんのこと、「学校給食法を含むその他の法令の規定」によって設置されています。学校教育法によって設置された校舎や運動場、屋内運動場、学校給食法に基づいて設置された学校給食調理場、かつて、庄原中学校にあったような、寄宿舎などを含

め、それらが一体となって教育に用いられる「学校」として、すなわち、住民の利用に供される「公の施設」として位置付けられているのです。

しかし、教育委員会は、学校給食法に基づいて設置された学校給食調理場のうち、共同調理場については、「学校の施設ではない」と主張し、設置者が直接管理・運営しなくてもよい、すなわち、民間委託が可能なのだ、繰り返し述べてこられました。そこで、教育長にお尋ねいたします。

一、学校給食共同調理場は、単独調理場と同じように、学校給食法に基づいて設置された施設です。そして、どちらも小学校の給食を作っています。調理場の建て方も、単独調理場と同じように、校舎に接続して建てられています。そうして見ると、単独調理場と共同調理場の違いは、一体どこにあるのでしょうか。それは、単独調理場が、自分の学校の給食だけを作っているのに対し、共同調理場の場合は、「自分の学校を

含め、複数の学校の給食を作っている」ということにあるのではないでしょうか。そうすると、単独調理場が学校の施設で、共同調理場が「学校の施設ではない」とする根拠は、一体どこにあるのでしょうか。まさか、自分の学校の給食だけ作っている場合は学校の施設で、「複数の学校の給食を作っている場合は学校の施設ではない」と考えておられるのではないのでしょうか。

先に紹介した、学校教育法第三条に基づく小学校設置基準の第十二条では、「小学校は、他の学校の施設、設備を使用することができる」と、共同利用をはっきり認めています。また、学校給食法も、二以上の学校の給食の実施に必要な「共同調理場」の設置をはっきり認めています。

学校の敷地内に、しかも校舎に接続して建てられた共同調理場が「学校の施設ではない」とする教育委員会の主張は、「ぎょうせい」という出版社が発行している「地方財務実務提要」という本の解説、

なわち、「学校の敷地以外の場所に、共同調理場だけ単独で建設した場合、学校の施設として扱うのか、学校以外の施設として扱うのか」という事例について、「学校の敷地以外の場所に、単独で建設した場合、学校と区分せざるをえないため、「共同調理場」ではあっても、学校の施設ではない施設、すなわち、「その他の共同調理場」として扱う」という解釈を、学校の敷地内に、しかも校舎に接続して建てられている、庄原市の共同調理場に、機械的に当てはめただけに過ぎないのではないのでしょうか。

先の十二月議会で教育長は、学校施設台帳で、共同調理場については、「別途区分して記載するようになっているから学校の施設ではない」と主張されました。しかし、その台帳そのものが、学校施設の現状を把握するためにあるもので、学校施設台帳のなかで、区分して記載されているからといって、「学校の施設ではない」という根拠にはなりません。現に、学校施設台帳では、分校についても、本校と区分して記載する

ことになっていきますが、これも、単独校ではなく「分校」であることに変わりありません。また、寄宿舎についても、校舎と区分して記載することになっていきますが、学校の施設であることに変わりありません。

共同調理場が、学校施設台帳のなかで区分して記載されることになっているのは、学校施設であるかないかを区分するためではなく、学校施設のうち、共同利用施設であるかないかを明確にするためではないでしょうか。もっと詳しく言うなら、先に挙げた例のように、学校の敷地以外の場所に建てられる例もあることからそれらを明確にするためではないでしょうか。

以上の観点から見ると、学校の敷地内に設置してある共同調理場は、単独調理場と同じように、学校の施設だと判断するのが至極当然のことではないでしょうか。現に、共同調理場は、共同調理場が設置されている学校の校長が場長として管理しており、教育委員会は、民間委託後についても、校長を場長として

管理させると説明しています。学校の施設でないとするなら、民間委託後についても、なぜ校長が場長を兼ねる必要があるのでしょうか。教育長の明確な答弁を求めるものです。

私が、詳しく指摘してきたように、学校給食共同調理場が学校の施設であるとするなら、学校教育法、学校給食法の規定により、設置者が直接管理・運営することが義務づけられており、民間に委託することはできないのではないのでしょうか。重ねて明確な答弁を求めます。

二、繰り返し指摘しているとおり、百食から四百六十食という給食を、手作りで、おいしく、安全に作るには学校栄養職員、学校給食調理員に相当の熟練が必要です。長い間に築いてきた、そうした専門職員を他に転職させ、学校給食調理の経験も実績も全くない、株式会社にまかせて、より良い給食ができるか考えることは、とうていできません。

仮に、学校教育法、学校給食法に違反してでも、学校給食調理を、庄原市総合サービス株式会社に「請負」によって委託しようとしても、今度は、労働者派遣事業法の規制が待ち受けています。請負に見せかけて、労働力だけを提供する、違法な労働者派遣事業が後を絶たないため、労働省告示第三十七号で「請負」の条件を詳しく定めているからです。その第四項で、請負った会社に「専門的な技術や経験」がなければ、「請負」の資格要件そのものが無いとしています。しかも、この要件は、その会社に雇用されている社員が個々に持っている技術、技能ではなく、「請負った会社そのものが、企業体としてもつ専門的な技術や経験」だとしています。しかし、庄原市総合サービス株式会社は、今年一月二十日に設立されたばかりで、学校給食調理の経験や実績は全くありません。したがって、庄原市総合サービス株式会社には、学校給食調理を請負う資格そのものがないと言わざるをえません。

さらに、第二項では、会社が企業体としてもつ専門的な技術や経験に基づき、事業主自らが、社員に仕事の割付、順序、緩急の調整、調理に関する技術的な指導をおこなうことが義務づけられています。しかし、会社の事業主にあたる取締役のなかにも、学校給食調理の経験のある人は全くおられません。これでは、庄原市総合サービス株式会社の事業主には、学校給食調理を指導する能力そのものがないと言わざるをえません。

こうした会社に任せて、本当に、手作りで、おいしく、安全な給食ができるのか、子どもたちの立場にたつて、再検討する必要があるのではないのでしょうか。そこで教育長にお尋ねいたします。

学校給食調理を請負わせるとしている庄原市総合サービス株式会社が採用を内定している調理員について、栄養士、調理士の有資格者、無資格者それぞれの十二名について、学校給食調理の経験期間がそれぞれいくらあるのか答弁を求めます。

質問の第三は、小学校の統廃合問題についてです。

教育委員会は、「小学校再編計画法」のなかで、二〇〇六年度から六つの小規模校を三年に分けて順次統廃合するとしています。その翌年には、さらに三校に再統合するとしています。そうになると、小規模校の児童は、小学校を卒業するまでに二度にわたって統合を繰り返させられるということになります。

私は、このような計画は、どのような理由をつけようと、余りに無理な計画だと考えますが、教育長は、どのようにお考えなのでしょうか、答弁を求めるものです。また、この計画は、再検討の余地は無いものだとお考えなのでしょうか、重ねて答弁を求めるものです。

二、昨年十二月の一般質問でも指摘したとおり、小学校の統廃合問題は、その地域の子育てのあり方を左右する最も重要な問題であり、検討段階から関係する保護者、地域住民のみなさんの意見が十分反映できる

とりくみにする必要があります。

教育長は、昨年十二月の私の質問に対し、再編成については「関係する保護者、地域住民の意見の反映と理解が必要だ」と答弁されましたが、小学校の統廃合問題についても、今回の、学校給食の民間委託問題のような、性急なやり方をとろうと考えるおられるのか、明確な答弁を求めるものです。

教育委員会は昨年十月三十日に、小学校の再編成計画を決めたとして市議会に報告し、今年一月の広報しようばらにも掲載されましたが、私が公文書公開請求で取り寄せた教育委員会の会議録によると、再編成計画は、幸い、教育委員会で正式な議決がおこなわれていないこと、再編成計画について、「関係校をはじめとする関係者等との調整を図って、「実施計画法」を作成し、その段階で、議案を教育委員会に上程する」という考えであることが明らかになりました。

教育委員会は、こうした経過をきちんと踏まえ、今回発表した「再編成計画法」に固執することなく、関

係する保護者、地域住民のみなさんの意見を十分反映し、保護者、地域住民のみなさんとともに、児童にとってより良い方向をめざすべきではないでしょうか。教育長の明確な答弁を求め、私の質問といたします。